

雇用保険の加入手続きがされていない場合は？

【質問】

私は先日、5年間勤務した会社を退職しました。給与明細書から雇用保険料が天引きされていたのに、会社が雇用保険の加入手続きをしていないことが退職後にわかりました。私は失業給付を受けることはできないのでしょうか。

【答え】

退職した方が雇用保険の失業給付を受けることのできる日数は、退職時の年齢、被保険者であった期間、離職理由などによって違いがありますが、そもそも失業給付を受けるためには雇用保険に加入していたことが要件になります。雇用保険は事業所単位で適用され、適用事業に雇用される労働者は原則として被保険者となります。

1.適用事業

労働者を1人でも雇用する事業は、その業種や事業規模のいかんを問わず、すべて雇用保険の適用事業となります。ただし、個人経営の農林水産業で雇用している労働者が常時5人未満の事業は、当分の間、暫定任意適用事業とされています。

2.適用になる人（被保険者要件）

適用事業主に雇用されているすべての労働者(パート、アルバイトを含む)は本人の意思にかかわらず、原則として被保険者になります。

ただし、次に該当する者の場合は被保険者になりません。

- (1) 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- (2) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- (3) 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- (4) 季節的に雇用される者であって、雇用期間が4か月以内であるか、所定労働時間が週30時間未満の者
- (5) 昼間の学生
- (6) 船員保険の被保険者
- (7) 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者

適用基準を満たしているにもかかわらず、事業主が雇用保険の加入の届け出を行っていなかった場合、2年前まで遡って加入手続きが可能です。また、平成22年10月の法改正により、雇用保険料が給与から天引きされていたことが給料明細等の書類により明らかである場合は、2年を超えて天引きが確認できる最も古い時期まで遡って、雇用保険の加入手続きができるようになりました。

まずは、会社に対して雇用保険への加入手続きを求めましょう。会社が応じてくれない時は2年を超えた期間について雇用保険料が給料から天引きされていたことが確認できる資料（給与明細、源泉徴収票など）を持参して、会社を管轄するハローワークへ相談に行きましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 会社が雇用保険の加入手続きをしていなかった場合、2年前まで遡って加入手続きが可能。
- ❖ 雇用保険料が給料から天引きされていた場合は2年を超えて遡って加入手続きができます。確認資料として給与明細、源泉徴収票などが必要です。